

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課)

一

○東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

(同)

六

○令和元年台風第十九号による災害に伴う職業能力開発校の入学選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

(同)

六

告 示

(長寿社会政策課)

七

○老人福祉法に基づく措置命令(二件)

(同)

七

○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力の停止

(同)

七

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

八

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

八

○特定農業用ため池の指定

(農村整備課)

八

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

八

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

九

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

九

○道路の区域変更(四件)

(道路課)

一〇

○道路の供用開始(二件)

(同)

一一

○廃川敷地等の発生

(河川課)

一一

○都市計画の変更

(都市計画課)

一一

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁特別支援教育課) 一四
選挙管理委員会
○証票の無効について 一四

規 則

職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則

職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則(平成十二年宮城県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則

第一条中「第八条第一項」を「第八条第五項」に、「授業料の徴収期限」を「授業料又は入学金の徴収期限」に、「授業料の減免」を「減免」に改める。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 校長は、経済的理由により入学金を納入することが困難であると認められる学生に係る入学金については、徴収期限を変更して徴収することができる。

第二条に次の一項を加える。

5 第二項の規定により入学金の徴収期限を変更する場合の納入期限は、入学を許可された日から起算して三箇月以内とする。

第四条の表一の項を次のように改める。

一 学生及びその生計を維持する者が、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により当該年度の前年度に納付すべき市町

1 第六条第一項の規定による申請(以下この表において「申請」という。)の日の属する期が第一期の場合には、第一期及び第二期(申請の日が第一期の徴収期限後である場合

年額の四分の一に相当する額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額

第四表の表五の項を削り、同表の表四の項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同表の中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次の一項を加える。

村民税の所得割額の合計額が百円未満の場合	には、第二期） 2 申請の日の属する期が第二期の場合には、第二期。ただし、申請の日が第二期の徴収期限後である場合には、この限りでない。
----------------------	--

二 学生及びその生計を維持する者が、地方税法の規定により当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額の合計額が百円未満の場合	1 申請の日の属する期が第三期の場合には、第三期及び第四期（申請の日が第三期の徴収期限後である場合には、第四期） 2 申請の日の属する期が第四期の場合には、第四期。ただし、申請の日が第四期の徴収期限後である場合には、この限りでない。	同
--	---	---

第四表の表に次の一項を加える。

六 学生及びその生計を維持する者が、天災その他特別の事由により生活に困窮をきたし、授業料の納入が困難である場合	1 申請の日の属する期が第一期の場合には、第一期及び第二期（申請の日が第一期の徴収期限後である場合には、第二期） 2 申請の日の属する期が第二期の場合には、第二期。ただし、申請の日が第二期の徴収期限後である場合には、この限りでない。 3 申請の日の属する期が第三期の場合には、第三期及び第四期（申請の日が第三期の徴収期限後である場合には、第四期） 4 申請の日の属する期が第四期の場合には、第四期。ただし、申請の日が第四期の徴収期限後である場合には、この限りでない。	年額の四分の一に相当する額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額、年額の四分の一に相当する額の三分の二の額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額又は年額の四分の一に相当する額の三分の一の額に減免期間の期数を乗じて得た額の全額
---	--	--

第八条中「授業料」の下に「及び入学金」を加え、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「により授業料の」を「により授業料又は入学金の」に改め、同項第一号中「授業料減免申請書」を「授業料・入学金減免申請書」に改め、同項第四号及び同条第三項中「授業料」の下に「又は入学金」を加え、同条を第八条とする。

第六条中「授業料の」を「授業料又は入学金の」に、「授業料減免等事由消滅届（様式第五号）」を「授業料・入学金減免等事由消滅届（様式第六号）」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「第二項第一項」の下に「又は第二項」を加え、「授業料の徴収期限の変更又は分割徴収」を「授業料又は入学金の徴収期限の変更」に、「授業料徴収期限変更申請書」を「授業料・入学金徴収期限変更申請書」に、「又は」を「」に、同条第一項の規定により授業料の分割徴収を受けようとする学生は」に、「前条の規定により授業料の」を「第四条及び前条の規定により授業料又は入学金の」に、「授業料減免申請書」を「授業料・入学金減免申請書」に、「前条の表三の項及び四の項」を「第四条の表四の項及び五の項」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「家族状況調査」を「家族状況等確認調査」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 訓練計画書（様式第五号）

第五条第二項中「前条の表五の項」を「第四条の表六の項及び第五条第四号」に改め、「授業料」の下に「又は入学金」を加え、同条第三項中「授業料」の下に「又は入学金」を加え、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 学生が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、当該各号に定める額の入学金を減免することができる。ただし、第六条第一項の規定による申請の日が徴収期限の後である場合は、この限りでない。

一 学生及びその生計を維持する者について、地方税法の規定により当該年度の前年度に納付すべき市町村民税の所得割額の合計額が百円未満の場合又は生活保護法の規定による保護を受けている世帯の学生である場合 入学金の全額

二 学生及びその生計を維持する者について、地方税法の規定により当該年度の前年度に納付すべき市町村民税の所得割額の合計額が百円以上二万五千六百円未満である場合 入学金の三分の二の額（百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）

三 学生及びその生計を維持する者について、地方税法の規定により当該年度の前年度に納付すべき市町村民税の所得割額の合計額が二万五千六百円以上五万三千三百円未満である場合 入学金の三分の一の額（百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）

四 入学の前年の一月から入学の日までの間に学生の生計を維持する者の死亡、事故又は病気によ

る半年以上にわたる就労困難及び非自発的理由による失職等の理由により、収入が減少したため
 入学金の納入が困難な場合 入学金の全額、入学金の三分の二の額（百円未満の端数がある場合
 には、これを百円に切り上げた額）又は入学金の三分の一の額（百円未満の端数がある場合には、
 これを百円に切り上げた額）

様式第一号中「授業料徴収期限変更申請書」や「授業料・入学金徴収期限変更申請書」に「授業
 料の」や「授業料・入学金の」に

第 1 期	年	月	日	
第 2 期	年	月	日	
第 3 期	年	月	日	
第 4 期	年	月	日	

を

入 学 金	年	月	日	
第 期	年	月	日	
第 期	年	月	日	

に

改める。

様式第一号中「授第5条関係」や「授第6条関係」に改める。

様式第二号中「授第5条関係」や「授第6条関係」に改める。「授業料」の後に「・入学金」を

加える。

「 減免を受けようとする 金額」	円	
減免を受けようとする 期間	年	月から 年 月まで
減免事由発生日	年	月 日

を

「 減免を受けようとする 金額（入学金）」	円
-----------------------------	---

減免を受けようとする 金額（授業料）	円
減免を受けようとする 期間（授業料）	年 月から 年 月まで
減免事由発生日	年 月 日

に

改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第6条関係)

家族状況等確認調査書

申請者 (訓練生)

氏名	続柄	生年月日 (満年齢)	職業等	前年度の金額 (円)	本年の収入見込額及び所得見込額 (円)	備考
	本人	・ ・ (歳)			収入 (千円) 所得 (千円)	
現住所						
過去に他の職業訓練校に在籍し、入学金・授業料の減免を受けたことがあるか	はい ・ いいえ					
国籍	日本国 ・ 日本国以外 (該当する方に○をつけること)					

生計維持者 1						
氏名	続柄	生年月日 (満年齢)	職業等	前年度の金額 (円)	本年の収入見込額及び所得見込額 (円)	備考
		・ ・ (歳)			収入 (千円) 所得 (千円)	
現住所						

生計維持者 2						
氏名	続柄	生年月日 (満年齢)	職業等	前年度の金額 (円)	本年の収入見込額及び所得見込額 (円)	備考
		・ ・ (歳)			収入 (千円) 所得 (千円)	
現住所						

生計維持者以外の家族						
氏名	続柄	生年月日 (満年齢)	職業等	前年度の金額 (円)	本年の収入見込額及び所得見込額 (円)	備考
		・ ・ (歳)			収入 (千円) 所得 (千円)	
		・ ・ (歳)			収入 (千円) 所得 (千円)	
		・ ・ (歳)			収入 (千円) 所得 (千円)	

資産の確認				
申請者(訓練生)と生計維持者(原則父母)の資産の合計は2,000万円未満(生計維持者が一人の場合は1,250万円未満)か。	はい	・	いいえ	
申請者(訓練生)及び生計維持者(原則父母)の資産額(一万円未満は切り捨て)	申請者 (千円)	生計維持者1 (千円)	生計維持者2 (千円)	

- 注 1 前年の所得金額の欄は、入学金又は一期及び二期の授業料の減免を受けようとする場合は、前々年度の所得に関する市区町村長の証明書から移記すること。三期及び四期の授業料の減免を受けようとする場合は、前年度の所得に関する市区町村長の証明書から移記すること。
- 2 本年の所得見込額は、本年の収入見込額から必要経費(専従者控除を含む。)の見込額を減じて得た額又は本年の収入見込額の給与所得控除後の額を記入する。
- 3 申請者(訓練生)や生計維持者のいずれかか生活保護法の保護を受けている場合には、直近の保護決定通知書及び申請日から二ヶ月以内の生活保護受給証明書を添付すること。
- 4 申請者(訓練生)が社会的養護を必要とする、あるいは必要としていた場合は、生計維持者の記載は不要。その場合は、児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付すること。
- 5 申請者(訓練生)が外国籍の場合は、在留資格及び在留期限が分かる証明書を添付すること。
- 6 生計維持者とは父母がいる場合は、原則父母。父又は母のみ(ひとり親)の場合は、原則そのひとり親。父母共にないない場合は、申請者(訓練生)本人の学費や生活費を負担している者。これらいずれもない場合は、申請者(訓練生)本人。

③ あなたは、卒業まで訓練を継続し、全うする意志を持っていますか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。

卒業まで訓練を継続し、全うしようという意志がある。

卒業まで訓練を継続し、全うしようという意志はない。

上で「卒業まで訓練を継続し、全うしようとする意志がある。」を選択した場合、どのような姿勢で訓練に取り組みようと考えているか記述してください(200～400字程度)。

注) 記述しきれない場合には、別紙に記述のうえ添付してください。

以下、高等技術専門校記入欄

総合判定結果

①から③を総合的に考慮して、在籍中の訓練意欲等が認められるかを判定した結果、

在籍中の訓練意欲等があると認められる。

在籍中の訓練意欲等があると認められない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。(経過措置)

2 改正前の職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の規定によるものとみなす。

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「条例」という。」の下に「第八条第五項、第十一条、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

令和元年台風第十九号による災害に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

令和元年台風第十九号による災害に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

令和元年宮城県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。(令和元年宮城県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「条例」という。」の下に「第八条第五項、第十一条、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

告 示

○宮城県告示第二百九十一号

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第十三項の規定により、改善に必要な措置を採るべきことを命じたので、同条第十五項の規定により告示する。

令和二年四月七日

一 事業者の名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社高齢住宅整備会	サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム）	サービス付き高齢者向け住宅リビンゲケア名取	名取市増田一丁目十番三号

二 命令の内容

高齢者虐待が再び発生することのないよう、再発防止策の策定、身体拘束等の適正化のための指針整備、虐待防止を含む高齢者の権利擁護に関する研修の定期的な実施等の対策を行い、法令遵守を徹底すること。

三 命令年月日

令和二年三月二十六日

○宮城県告示第二百九十二号

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第十三項の規定により、改善に必要な措置を採るべきことを命じたので、同条第十五項の規定により告示する。

令和二年四月七日

一 事業者の名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社高齢住宅整備会	サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム）	グリーンポート愛島台	名取市愛島白二丁目百一番三十号

二 命令の内容

高齢者虐待が再び発生することのないよう、再発防止策を策定するとともに、虐待防止を含む高齢者の権利擁護に関する研修を定期的の実施する等により、法令遵守を徹底すること。

三 命令年月日

令和二年三月二十六日

○宮城県告示第二百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定訪問介護事業者の指定を取り消した。

令和二年四月七日

一 指定取消年月日

令和二年四月一日

二 事業者の名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業者の名称	介護保険事業所番号	サービスの種類	事業所の名称及び所在地
株式会社高齢住宅整備会	〇四七〇七〇〇七四一	訪問介護	増田ヘルパーステーション名取市増田一丁目十番三号

○宮城県告示第二百九十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十二条第一項の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力を停止した。

令和二年四月七日

一 施設の名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

開設者の名称	介護保険事業所番号	サービスの種類	事業所の名称及び所在地
社会福祉法人友徳会	〇四七二七〇一一六八	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム万葉の里黒川郡大衡村大衡字大童七番地二十

二 指定の効力の停止の内容

イ 入所者の新規受入を停止する。

ロ 介護報酬の請求上限を九割とする。

三 停止の期間

令和二年四月十日から令和二年十月九日まで

○宮城県告示第二百九十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五〇六一〇〇二七	事業所の名称及び所在地 放課後等デイサービスふるたいむ 白石市南町二丁目二 一六十八	廃止する指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 特定非営利活動法人ふるたいむ	廃止年月日 令和元年五月三十一日
---------------------	---	--------------------------------	------------------------	---------------------

○宮城県告示第二百九十六号

県営名鱈地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年四月七日から令和二年五月十一日まで

三 縦覧場所

涌谷町役場

○宮城県告示第二百九十七号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定した。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
堀切ため池	白石市大鷹沢大町字沖ノ沢百十四	令和二年四月七日
寺入ため池	白石市鷹巣字寺入屋敷三十六	令和二年四月七日
中戸屋ため池	白石市大鷹沢三沢字稲荷堂北六十三の四	令和二年四月七日
長嶺ため池	白石市越河平字小屋館百三十一の二	令和二年四月七日
八幡ため池	岩沼市志賀字八幡百二十二の一	令和二年四月七日
川向ため池	川崎町大字支倉字川向	令和二年四月七日
楓木堤四号ため池	大衡村大衡字はぬ木四十六の二	令和二年四月七日
羽田利男堤二号ため池	大衡村駒場字彦右エ門橋二百二十一の五	令和二年四月七日
上田堤ため池	大衡村大森字上田十五	令和二年四月七日
菜切谷ため池	加美町菜切谷字中沢六の一	令和二年四月七日
牛ヶ首一号ため池	加美町下多田川字鳶ヶ森二十四	令和二年四月七日
烏谷ため池	加美町上多田川字滝原一	令和二年四月七日
猪沢二号ため池	加美町谷地森字西貉沢山一	令和二年四月七日
小台二号ため池	加美町宮崎字新田一の二十七	令和二年四月七日
孫沢ため池	加美町孫沢字丸森九の一	令和二年四月七日

○宮城県告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年四月七日

一 解除予定保安林の所在場所
柴田郡村田町大字小泉字姥ヶ森山一の七(次の図に示す部分に限る。)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 解除の理由
水道事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び村田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第二百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本吉郡南三陸町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
本吉郡南三陸町(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本吉郡南三陸町(次の図に示す部分に限る。)

三 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三百号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
令和二年三月三十日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社アーク 齊藤 翔	主たる営業所の所在地 仙台市宮城野区中野字出花西四十五番地 山慶ビル二百二	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 第一一 第二万九百五十六号
-----------------------------------	---	--

三 処分の内容
一 処分

一般建設業許可の取消し

二 取消範囲
建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実
被処分者の営業所の所在地を確認できず、令和二年二月二十八日付け宮城県告示第四百十号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第三百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

一 道路の種類 県道

二 路線名 大島浪板線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間 気仙沼市浦の浜一三八番七地先から 同市外畑一〇〇番一地先まで	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前A	後A	一五・三〇 四九・〇	三三三・四	
	後B	前B	一四・四〇 二一・九	二七九・〇	

○宮城県告示第三百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

一 道路の種類 県道

二 路線名 大塩小野停車場線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考

東松島市小松字明神下四八番六地先から

同市矢本字不動前無番地先まで

変更の前後	前A	後A	前B	後B	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	一五・四〇 一三・六	一五・二〇 三六・五	一、二九・二	一、二九・二	
		一五・二〇 三六・五	一、二九・二	一、二九・二	

○宮城県告示第三百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 泊崎半島線

三 道路の区域

変更の区間 本吉郡南三陸町歌津字田の頭一八番六地先から 同郡同町歌津字大沼二一八番八五地先まで	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前A	後A	五・六〇 二八・二	二七〇・〇	
	後B	前B	一九・六〇 二九・四	四三・三	

○宮城県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
本吉郡南三陸町志津川字廻館前四五番一地从先から 同郡同町志津川字御前下五一番一三地从先まで		前 A 後 B	一〇・二 四一・四	五二八・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 B	一・六 三六・一	七六二・九	七六二・九		

○宮城県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市浦の浜一三八番七地从先から 同市外畑一〇〇番一地从先まで	令和二年 四月九日

○宮城県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

○宮城県告示第三百七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

二 二級河川七北田川水系七北田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和二年三月十八日

三 廃川敷地等の位置

仙台市宮城野区蒲生字東屋敷添三十四番二、三十四番三、三十五番三及び三十五番三地从先

仙台市宮城野区中野字西原七十二番二、七十二番二地先、七十二番六、七十二番七、七十六番二、

七十六番三、七十七番二、七十七番三、七十八番二、七十八番四、七十八番六、七十八番七、七十

八番八、七十九番二、七十九番三、七十九番五、八十番二、八十番八、八十番九、八十番十、八十

番十一、八十三番三

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 二千四百・二一平方メートル

○宮城県告示第三百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙南広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類

県道	大塩小野停車場線	東松島市小松字明神下四八番六地从先から 同市矢本字不動前無番地先まで	令和二年 四月九日 午後三時
----	----------	---------------------------------------	----------------------

仙南広域都市計画道路

2 名称

三・五・百九号南町裏町線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

角田市 角田字大沼、同字久保田、同字住社及び同字南の各一部

2 廃止する部分

角田市 角田字久保田、同字住社及び同字南の各一部

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 タブレット端末ほか 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和三年三月十九日(金)

4 納入場所 宮城県加美農業高等学校ほか仕様書のとおり

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二一一―三三三五）へ令和二年四月十三日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 影山 裕也 電話〇二二―二一一―三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和二年四月十三日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年四月十五日（水）午前九時から令和二年四月十五日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年四月十五日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和二年四月十七日（金）午前九時から令和二年四月二十日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和二年四月二十日（月）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和二年四月二十一日（火）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Tablet Devices and Others (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 19, 2021 (Fri)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Kami Agriculture High School and Other Locations (as

specified in the Request for Proposal)

specified)

4 Deadline for Bid Submission : April 20, 2020 (Mon.) 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : KAGEYAMA Yuya, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.
TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立西多賀支援学校送迎車両運行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本

町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年三月二十五日

四 落札者の名称及び所在地 仙台中央タクシー株式会社 仙台市宮城野区扇町五丁目五番二十号

五 落札金額 三千七十三万四千七百五十七円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年三月十日

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、令和二年三月二十七日以降無効とする。

令和二年四月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

記

証票番号

第三号の〇四一